

## 理容師・美容師資格についての質問事項（回答）

### 1. 規制改革推進のための3か年計画（改訂）への対応状況について

3か年計画において、平成20年度末までに結論となっております下記2項につき、現在の対応状況をご教示ください。

- ① 教科課程の見直し
- ② 両資格取得時の教科課程免除範囲の拡大

- 1 教科課程の見直し及び両資格取得時の教科課程免除範囲の拡大については、それぞれ検討する内容が専門的なものであることから、理容師養成施設及び美容師養成施設を社員として構成し、かつ、理容師養成施設及び美容師養成施設の多数が使用している教科書を作成している社団法人日本理容美容教育センターにおいて検討会を設置し、十分な検討をいただくこととしているところである。
- 2 見直しに当たっては、質の高い理容師・美容師の養成、養成施設の入所者の負担の軽減、雇用の場の拡大等を踏まえ、理容師又は美容師が実際の業務を行う上で必要とされる知識及び技術について十分検討することとし、それぞれ適切な対応を講じることとしているところである。

### 2. 理容師・美容師資格制度について

(1) 意欲を有する者が就労する機会を拡げ、消費者ニーズに対応をするために、基本的なカット技術に特化した資格を創設すべきと考えております。かかる資格を創設した場合にどのような問題が生じるか、具体的にご教示ください。

- 1 仮に、カット専門資格を設けた場合に、このような資格を有する者の長期的かつ安定的な雇用が確保できるか疑問である。
  - (1) 全国の理容業・美容業はその多くが小規模経営であり、理容師・美容師の業務の一部しかできないカット専門の資格を有する者を必要な人材としてどの程度求人するかの見込みは立ちがたい。

- (2) カット専門資格者が供給されるようになった場合、その習得している知識及び技術が理容業務・美容業務のうちの一部に限られるという低技能の資格であり、かつ、業務範囲がカットに限られた施術しか提供できない資格であることから、理容業界・美容業界の中において、高い給与が支払われることは見込み難く、かつ、長期的な雇用が確保できる保障がない。
- (3) カット専門資格者が業務に従事しながら、その後、理容師・美容師の資格を取得するための道筋として、必要な知識及び技能を習得することは容易なことではない。そのため、カット専門資格者は、一般的に理容・美容全体の知識を持たない低技能の資格者にとどまることになり、理容業・美容業として必要な職業能力を高める発展性は難しく、また、新たに開業し持続的な営業を行うことは困難と考えられる。
- (4) 以上のように、カット専門資格という狭い範囲での制度を創設し就業機会を拡大したとしても、その職に就いた者の長期かつ安定した就労につながりがたいと考えられる。

2 カットのみの施術に対する国民のニーズについては、現在の理容所・美容所において十分対応できており、1の懸念を有する資格制度を新たに創設すべきではないと考えられる。

- (1) 利用者からカットのみを行う理容所・美容所を設けてほしい旨の要望等は受けていない。
- (2) 現行制度において営業している理容所・美容所において、カットのみのコースやシャンプーまでのコースなど様々なメニューが設けられており、利用者のニーズに十分対応できている。
- (3) 現行の理容所・美容所におけるカットの需要をもって、理容師・美容師の一部分の技術のみを取り出したカット専門資格の創設に結びつくものではなく、緊急性もない。

3 理容師・美容師全体の職業能力が低下し、ひいては国民に対する安全性及び衛生水準の確保が困難となるおそれがある。

- (1) カット専門資格者は、理容・美容全体の知識及び技術を持たない低技能の資格者であり、かつ、カットに限られた施術しか提供できない資格者にとどまることになるため、職業能力を高めることや新たに開業し持続的な営業を行うことが困難である。その結果として、理容業・美容業の職業全般の魅力は低下し、人材が集まらなくなることが憂慮される。
- (2) カット専門資格者が、なし崩し的にシェービングやパーマントウェーブ、カラーリング等を行う可能性があり、結果として理容業・美容業の技術水準の低下、信頼性の損失につながり、最終的に利用者の安全性や衛生水準の確保等消費者利益を損なうおそれがある。

4 なお、理容師資格・美容師資格を統合してカット専門資格の創設するという考

えも示しておられるが、理容師・美容師は異なる施術を行うため、理容師資格・美容師資格を統合する必要はなく、カット専門資格は既存の資格の細分化をするのみで、制度を複雑化するだけである。

(2) 消費者サービス向上のため、理容師・美容師両資格保有者が勤務する施設について、理容所・美容所両方の施設としての重複届出を認める制度を創設すべきと考えております。かかる制度の創設にあたっては、運用上の整理が必要な内容についてあらかじめ規定することにより、法令の運用等に支障を来すことはないと考えますが、貴省において問題があると考えられるのであれば、どのような問題が発生するか、具体的にご教示ください。

- 1 現行制度の下において、理容所・美容所に加え、理容師・美容師両資格保有者が勤務する施設という新たな類型を創設することは制度を複雑にするだけであり、法の適正な運用の妨げとなるおそれがある。
  - (1) 異なる店舗での営業を前提に法制化され、その後も改正が行われてきた理容師法・美容師法の経緯・趣旨を無視することとなり、理容師制度・美容師制度の根幹を揺るがしかねない問題であると考えられる。
  - (2) 理容師・美容師両資格保有者が勤務する施設で行われる施術が、理容所としての理容師、又は美容所としての美容師として行われているのかが不明確であり、衛生上の問題が生じた場合の免許の取消しや店舗の閉鎖命令等の不利益処分についての原因の確定が困難となり、適正な法令の遂行に支障をきたす。
- 2 理容師・美容師両資格保有者が勤務する施設という新たな類型を創設するにより、利用者の安全性や衛生水準の確保等消費者利益を損なうおそれがある。
  - (1) ある店舗が理容所・美容所双方の届出をしているか否かについては、現行制度上想定されていない営業形態であることから、当然、営業者が双方の届出をしているか否かについて利用者はわからず、利用者に大きな混乱をもたらすこととなる。
  - (2) 理容師・美容師両資格保有者が勤務する一の施設において、美容師のみの資格しか有しない者がシェービングを行うことや理容師の資格しか有しない者がパーマメントウェーブを行うこと等、無資格者がなし崩し的に理容業・美容業を行う可能性があり、衛生水準を確保できない。
  - (3) 理容所又は美容所片方の届出しか行っていないにもかかわらず、理容師が美容業務を、美容師が理容業を行い、双方の届出をしているかのような営業を行う店舗がでてくるおそれがある。
  - (4) 現在、各地方自治体の環境衛生監視員が、理容師法・美容師法に基づき、理容業・美容業を行う場合に講じる衛生措置及び理容所・美容所に必要な衛生措置について適正に遵守されているか否かの立入検査を実施しているが、更に複

雑化されることに伴い無資格者が行う行為を取り締まろうとする場合、膨大な人員を必要とすることとなる。

(3) 理容師及び美容師の混在勤務の解禁や両資格の統合は、理容所の後継者問題の軽減（美容師資格を有する子が理容所を承継しやすくなる）、高度化する消費者ニーズへの適合（同じ施設において理容及び美容の両サービスが提供可能になる）、近隣の理容所減少に伴うサービス低下の防止などの観点から有用であると考えております。この見直しにより、衛生等の確保も含め、理容業及び美容業の適正な運営が妨げられることはないと考えますが、貴省において問題があると考えられるのであれば、どのような問題が発生するか、具体的にご教示ください。

1 理容所の後継者問題の軽減（美容師資格を有する子が理容所を承継しやすくなる）、高度化する消費者ニーズへの適合（同じ施設において理容及び美容の両サービスが提供可能になる）、近隣の理容所減少に伴うサービス低下の防止などの観点からの理容師及び美容師の混在勤務の解禁や両資格の統合のご提案については、以下のとおり問題である。

(1) 理容師及び美容師の混在勤務については、

① 理容師・美容師が勤務する一の理容所又は美容所において、美容師がシェービングを行うことや理容師がパーマメントウェーブを行うこと等無資格者がなし崩し的に理容業・美容業を行う可能性があり、衛生水準を確保できない

② これを防止する場合には、各地方自治体の環境衛生監視員の膨大な人員を必要とすることとなる

ものである。

(2) 両資格の統合については、

① 理容とは頭髪の刈込、顔そり等の方法により容姿を整えること、美容とはパーマメントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすることをそれぞれの目的としており、理容業と美容業は異なる施術を行うため、習得している知識・技術に違いがある

② こうした中、仮に理容師免許と美容師免許を統合した場合、養成施設の修業年限に時間を要することとなり、これまで以上に早期の就労が困難となるものである。

(3) 理容師・美容師両資格保有者が勤務する施設について、理容所・美容所両方の施設としての重複届出を認める制度を創設については、すでに回答したとおり。

2 なお、理容所・美容所に対する国民のニーズについては、現行制度において以

下のとおり十分対応可能であり、ニーズに応じたサービスの供給が行われている。

- (1) 利用者のニーズに応えるだけの必要な供給が行われており、現時点において、理容所の減少において支障が生じているわけではなく、理容師資格・美容師資格を統合しなければならない緊急性はない。
- (2) 理容業と美容業は異なる施術を行う業であり、ニーズに差が生じることは当然であり、両業とも重要な業種であり振興を図っていくことが重要であるが、今後とも理容業、美容業それぞれのニーズに応じて自ずと必要な人材の参入ないしサービスの供給が行われるものと考えている。
- (3) 現行制度において、利用者はその嗜好に合わせてどちらのサービスを受けるかを選択しており、両資格の統合はすべての施設で多大な設備投資による両業に必要な設備を置かなければ、結果的に利用者の選択を奪うこととなる。